

別表3

身体障害者等に対する受験特別措置について

身体に障害等のある受験者には、受験者からの希望により【表1】～【表5】に掲げる特別の措置を行う。

【表1】視覚障害

特別措置の対象となる者		特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				
		必ず措置する事項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例) (注4)
		解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
日常生活で点字を使用している者 (注1)		点字による解答 (注2)	1.5倍	別室	点字問題冊子 点字用解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・録音テープ等試験問題(カセットテープまたはCD(コンパクトディスク)の併用(注5))</li> <li>・試験会場への乗用車での入構</li> </ul>
上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者		文字による解答 (注3)	1.3倍	別室	文字解答用紙	
上記以外の視覚障害	比較的軽度のもの	文字による解答 (注3)	一般受験者と同じ	別室	文字解答用紙	
	上記以外のもの	なし (一般受験者と同じ)				

- (注) 1. 出題形式は、点字による出題とする。  
 なお、特別に措置する事項の他、点字器等の持参使用、試験室までの付き添い者の同伴が認められる。
2. 解答方法について、この方法によりがたい場合には、その他の適切な方法によることができる。
3. 「文字による解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。
4. 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。
5. 「録音テープ等試験問題」は点字使用又は強度の弱視である場合に配布するもので、カセットテープ又はCD(コンパクトディスク)を用意する。なお、この場合、受験者はカセットプレーヤー、音楽CD再生機又は視覚障害者用CD読書機を持ち込むものとする。
6. 「拡大文字問題冊子」とは、文字の拡大率が一般試験問題の1.6倍(面積倍率2.7倍)の大きさの冊子である。

**【表2】聴覚障害**

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				
	必ず措置する事項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例) (注1)
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	なし (一般受験者と同じ)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者の付与 (注2)</li> <li>・注意事項等の文書による伝達 (注3)</li> <li>・座席を前列に指定</li> <li>・補聴器の持参使用</li> </ul>
上記以外の聴覚障害者	なし (一般受験者と同じ)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意事項等の文書による伝達 (注3)</li> <li>・座席を前列に指定</li> <li>・補聴器の持参使用</li> </ul>

- (注) 1. 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。  
 2. 「手話通訳者」とは、手話通訳士等で試験室において受験者に手話通訳を行う者のことである。  
 3. 「注意事項の文書による伝達」とは、試験室で監督員が口頭で指示することをその都度文書にして配布するものである。

**【表3】肢体不自由**

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				
	必ず措置する事項				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例) (注1)
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 両上肢の機能障害が著しい者	チェックによる解答 (注2)	1.3倍	別室	チェック 解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助者の付与 (注3)</li> <li>・試験室を1階に設定</li> <li>・洋式トイレに近接する試験室に指定</li> <li>・特製機の持参使用又は試験側での準備</li> <li>・車いすの持参</li> <li>・つえの持参使用</li> <li>・試験室までの付き添者の同伴</li> <li>・試験会場への乗用車での入構</li> </ul>
下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者	なし (一般受験者と同じ)				
上記以外の 肢体不自由	比較的 重度の もの チェックによる解答 (注2)	1.3倍	別室	チェック 解答用紙	
上記以外の肢体不自由	上記以外のもの	なし (一般受験者と同じ)			

- (注) 1. 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。  
 2. 「チェックによる解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えてチェック解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。  
 3. 「介助者」とは、試験室において受験者の介助を行う者のことである。

**【表4】 その他病弱者等**

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例) (注)
	必ず措置する事項				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	
慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態で6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	なし (一般受験者と同じ)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・別室の設定</li> <li>・試験室を1階に設定</li> <li>・つえの持参使用</li> <li>・試験室までの付添者の同伴</li> <li>・試験会場への乗用車での入構</li> </ul>

(注) 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。

**【表5】 障害等を併せもつ者**

特別措置の対象となる者	特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項)
障害等を併せもつ者	障害又は病弱の種類・程度に応じ、【表1】～【表4】のそれぞれの該当の欄に記載の事項